

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用又は収益の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項・第 3 項・第 4 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 (許可を要する行為)</p> <p>第 3 条 次に掲げる目的で法定外公共用財産の使用又は収益をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 電柱、水道管、排水管又はその他これらに類する施設の敷地の用に供すること。</p> <p>(2) 通路、材料置場又はその他これらに類する施設の敷地の用に供すること。</p> <p>(3) 鉄塔、やぐら又はその他これらに類する施設の敷地の用に供すること。</p> <p>(4) 農地又は採草放牧地の用に供すること。</p> <p>(5) 土石等を採取すること。</p> <p>(6) 工事により法定外公共用財産の形状を変更する行為（法令その他別の定めにより法定外公共用財産の管理者の承認、同意等が必要とされているものを除く。）</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供する必要がある、又は特に必要やむを得ないと認められること。</p> <p>2、3 略 (許可申請の手続)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則 (書類の様式)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の使用許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するもの</p>

	<p>とする。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 17 条に規定する地図に申請地を明示したもの</p> <p>(3) 実測図</p> <p>(4) 工作物に係る使用の場合にあつては、平面図及び構造図</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあつては法人登記簿抄本、申請者が 2 人以上の場合にあつては代表を定めた書面</p> <p>3 第 1 項の収益許可申請書には、別に定めるもののほか、前項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>4 第 1 項の工事施行許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる書類</p> <p>(2) 計画説明書、平面図、縦断図及び横断図</p> <p>5～7 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 5 条 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項第 1 号・第 5 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 （許可事項の変更） 第 5 条 第 3 条の規定により許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則 （書類の様式） 第 2 条 略 2 前項の使用許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。 （1）位置図 （2）～（5）略 3、4 略 5 第 1 項の許可事項変更許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。 （1）第 2 項第 1 号に掲げる書類 （2）許可書の写し （3）前回申請時に提出又は添付した書類で、許可事項の変更に係るもの 6、7 略</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	30日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 3 条第 3 項、第 6 条 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項第 1 号・第 5 項第 2 号・第 6 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 （許可を要する行為）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定による許可の期間は、3 年以内とする。ただし、町長は、3 年以内とすることが著しく実情に添わないと認めるときは、3 年を超える期間とすることができる。</p> <p>（更新の許可）</p> <p>第 6 条 許可を受けた者は、許可の期間満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の日の 30 日前までに、規則で定める申請書を町長に提出して、更新の許可を受けなければならない。</p> <p>○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則 （書類の様式）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の使用許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>5 第 1 項の許可事項変更許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可書の写し</p>

	<p>(3) 略</p> <p>6 第1項の使用(収益)期間更新許可申請書には、別に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号及び前項第2号に掲げる書類</p> <p>(2) 前回申請書に提出又は添付した書類で、記載内容に変更のあるもの</p> <p>7 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	<p>期間満了日の30日前までに申請(6)</p>
設 定 日	<p>平成27年10月31日</p>

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	原状回復の免除の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 9 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 9 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 （原状回復義務） 第 9 条 略 2 法定外公共用財産を損傷した者は、直ちに町長に届け出るとともに、町長の指示に従い、これを原状に回復しなければならない。ただし、損傷がその者の責めに帰すべき理由によるものでないと町長が認めたときは、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	14 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料等の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 12 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 （使用料等の減免） 第 12 条 町長は、公益上必要があると認めるとき、又はその他特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料等の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 14 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 14 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例 （使用料等の不還付） 第 14 条 既に徴収した使用料等は、還付しない。ただし、町長が災害その他特別の理由により使用又は収益ができないと認める場合は、これらの全部又は一部を還付することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	14 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日